

- トピックス
- I. 海外からの借入れに関する規制の導入－インドネシア
  - II. インドにおける請負労働法規制
  - III. ベトナム破産法の改正
  - IV. シンガポール新会社法の成立

2014年  
11月号

## I. 海外からの借入れに関する規制の導入－インドネシア

執筆者: 吉本 祐介

インドネシアの中央銀行であるインドネシア銀行は、2014年10月29日、インドネシア国外からの負債に関する規則(以下「新規則」といいます。)を制定しました。新規則は、2015年1月1日に施行されます。日系企業のインドネシア現地法人が海外のグループ会社からの借入れの方法により資金の調達を行っている場合も多いと思われることから、新規則について説明します。

### 1. 新規則制定の背景

インドネシアでは、海外からの負債について、インドネシア銀行等に対する各種の報告義務が課されていましたが、借入れに関する実体的な規制は行っていませんでした。そのため、民間部門の海外からの負債は増加傾向にあり、2014年8月末日時点では残高が1,562億ドルとなり、公的部門の海外からの負債を超える規模となっています。

海外からの負債については、為替リスク、外貨の調達が困難になる流動性リスクやオーバーレバレッジとなるリスクといった債務者に不利益をもたらすリスクがあります。今後米国がテーパリングを終了すると、これらのリスクが現実化し、インドネシア経済に多大な悪影響を与える可能性があることから、新規則が制定されました。

### 2. 新規則における規制

新規則は、海外からの負債について、以下の3つの規制を導入しました。いずれの規制も銀行以外の海外からの負債を有するインドネシア企業(以下「対象企業」といいます。)に適用されます。

- ① ヘッジ比率に関する規制
- ② 流動性比率に関する規制
- ③ 格付け取得義務

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

(1) ヘッジ比率に関する規制

対象企業は、対象となる負債の弁済期に応じ、以下の 2 つの異なる算式で計算される金額をスワップなどによりヘッジする必要があります。

**計算式 A**

$$-(X-Y) \times 25\%$$

X: 外貨建て流動資産

Y: 当該四半期の末日から 3 ヶ月以内に弁済期を迎える外貨建て負債

**計算式 B**

$$-(X-Y) \times 25\%$$

X: 外貨建て流動資産

Z: 当該四半期の末日から 3 ヶ月以降 6 ヶ月以内に弁済期を迎える外貨建て負債



【ジャカルタの街角にある屋台】

上記のうち、外貨建て流動資産には、現金、預金、市場性証券、通貨フォワード、スワップ及びオプションに基づく権利などが含まれますが、受取債権は外貨入手が確実とはいえないことから外貨建て流動資産に含まれません。外貨建て負債には、インドネシア国内の銀行などからの外貨建て借入れも含まれますが、貿易信用は含まれません。なお、計算式 A・B いずれにおいてもヘッジが必要な比率は、2015 年 12 月 31 日までは 25%ではなく、20%となります。

(具体例)

A 社の財務状況は、2016 年 3 月 31 日現在、以下の通りであるとします。

米国ドル現金: 4 万ドル

通貨フォワード(2015 年 12 月 15 日締結、決済日 2016 年 5 月 15 日): 1 万 5,000 ドル

2016 年 6 月末日弁済期の外貨建て負債: 10 万ドル

2016 年 9 月末日弁済期の外貨建て負債: 10 万ドル

この場合、計算式 A に基づきヘッジが必要な金額は、以下の通り 1 万 1,250 ドルになりますので、A 社は、2016 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に、1 万 1,250 ドル以上の金額の 2016 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで有効なヘッジを行う必要があります。

$$-(4 \text{ 万ドル} + 1 \text{ 万 } 5,000 \text{ ドル} - 10 \text{ 万ドル}) \times 25\% = 1 \text{ 万 } 1,250 \text{ ドル}$$

計算式 B に基づきヘッジが必要な金額は、以下の通り 1 万 5,000 ドルになりますので、A 社は、2016 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に、1 万 5,000 ドル以上の金額の 2016 年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで有効なヘッジを行う必要があります。なお、通貨フォワードは、決済日が 2016 年 7 月 1 日より前ですので、計算式 B に基づく計算においては考慮されません。

$$-(4 \text{ 万ドル} - 10 \text{ 万ドル}) \times 25\% = 1 \text{ 万 } 5,000 \text{ ドル}$$

(2) 流動性比率に関する規制

流動性比率は、以下の算式で計算されます。対象企業は、流動性比率を 70%以上(2015 年 12 月 31 日までは 50%以上)としな

ければなりません。

$$X \div Y$$

X: 外貨建て流動資産

Y: 当該四半期の末日から3ヶ月以内に弁済期を迎える外貨建て負債

(具体例)

A社の財務状況は、2016年3月31日現在、以下の通りであるとします。

米国ドル建て預金: 3万ドル

通貨フォワード(2016年2月1日締結、決済日2016年5月1日): 1万ドル

2016年6月末日弁済期の外貨建て負債: 10万ドル

この場合、流動性比率は下記の通り40%しかありませんので、流動性比率に関する規制に違反していることとなります。

$$(3万ドル+1万ドル) \div 10万ドル = 40\%$$

### (3) 格付け取得義務

対象企業は、以下の格付け以上の格付けを取得しなければなりません。但し、リファイナンスの場合やインフラプロジェクトに関する場合には、格付けを取得する必要はありません。また、この格付け取得義務は、2016年1月1日以降に締結又は実行された契約から適用されることとなります。

S&P: BB-

Moody's: Ba3

Pefindo: idBB-

## 3. 新規則違反の制裁

新規則に違反した場合、対象企業は、インドネシア銀行から警告状の発行という行政処分を課されます。また、インドネシア銀行は、行政処分が課されたことを海外の債権者、国営企業省、財務省、金融サービス庁やインドネシア証券取引所に通知するとしています。これらの官庁等が通知に基づきどのような対応を取るのかは明らかではありません。

制裁は、2015年第3四半期に関する報告から適用されます。



よしもと ゆうすけ  
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y.yoshimoto@jurists.co.jp](mailto:y.yoshimoto@jurists.co.jp)

2002年弁護士登録。三井物産株式会社法務部及び米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012年ジャカルタのAli Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro法律事務所出向。日本企業のインドネシア進出、コンプライアンス問題などを幅広くサポート。

## Ⅱ. インドにおける請負労働法規制

執筆者: 久保 光太郎、桑形 直邦、鈴木 多恵子

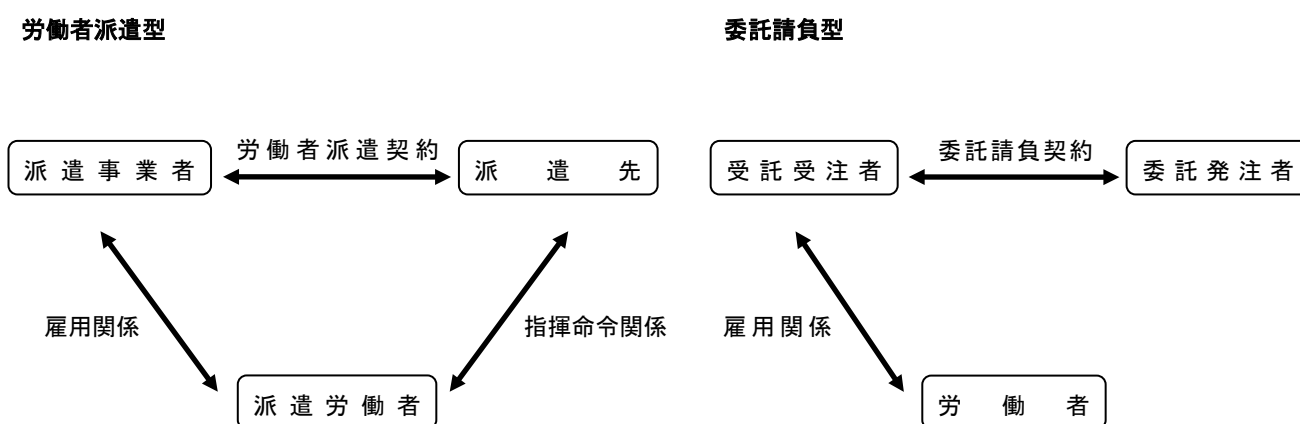
### 1. はじめに

インドの労働法制は複雑だといわれます。インドには、日本における「労働契約法」「労働基準法」といった労働者に一般的かつ包括的に適用される法令は存在せず、「ワークマン」<sup>1</sup>か否かといった労働者のカテゴリーや、労働者の就労場所、雇用の態様等に応じて異なる法令が適用されることがその理由のひとつです。

今回は、日系のインド現地法人が労働者派遣や業務請負を通じて労働力を外部から調達する場合に問題となる請負労働法 (Contract Labour (Regulation and Abolition) Act, 1970) について、注意すべきポイントを解説します。

### 2. 請負労働法の規制類型

日本では、派遣先企業との間で労働者派遣契約を締結し、自らが雇用する労働者を派遣先企業の指揮監督下で仕事をさせる場合(下記左欄の労働者派遣型)には、労働者派遣法の適用があり、派遣事業者は労働者派遣法上の許可の取得が必要です。一方、業務委託や請負等、委託者又は発注者と、受託受注者が雇用する労働者との間に指揮命令関係が生じない場合(下記右欄の委託請負型)については、かかる規制は及ばないとされています。



他方で、インドにおいては、労働者派遣型のみならず、委託請負型についても、(特定のサービス又は成果物の提供が契約の主たる目的である一定のアウトソーシング契約を除き)労働力を外部から調達する場合として、原則として請負労働法の規制の対象となると考えられています<sup>2</sup>。従って、人材派遣会社から労働者の派遣を受ける場合はもとより、インド現地法人の業務の全部又は一部を現地企業に請け負わせたり、サービス業者に外注したりする場合にも、同法の適用に留意する必要があります。

<sup>1</sup> 産業紛争法 (Industrial Disputes Act, 1947) 2 条(s)において定義される①手作業、非熟練・熟練、技術的、運営管理的又は事務的作業のために雇用されている者、②監督的作業を行うために雇用されているが賃金が月 1 万ルピーを超えない者を指します。なお、請負労働法においても別途ワークマンが定義されていますが(同法 2 条(1)(i))、基本的に産業紛争法における範囲と同一と考えてよいため、本稿では特段区別して論じないことと致します。

<sup>2</sup> この点、いかなるアウトソーシング契約であれば同法の適用がないと判断できるかは、法文上不明確ですが、一般論としては、①業務の内容が単純な労働の提供では達成できない一定の技術等を要求するものであって、かかる技術等に裏付けされたサービスの提供が契約の目的である場合や、②労働者の現実の就業場所が委託者の管理監督の及ばない場所であり、委託者の指揮命令権限が受注者の労働者に対して及ばない場合には、請負労働法の適用がないアウトソーシング契約とされる可能性が高いと考えられます。

### 3. 請負労働法の内容

請負労働法の適用要件と義務の概要は、次のとおりです。

	適用要件 <sup>3</sup>	主な請負労働法上の義務
派遣先、委託者又は発注者 (以下総称して「委託者」といいます。)	現在、又は過去 12 ヶ月のいずれかの日において、20 人以上のワークマンが、派遣、請負又は委託労働者(以下総称して「請負労働者」といいます。)として従事する場合	・当局への登録(7 条) ・受託事業者による請負労働者に対する賃金支払いへの立ち会い(21 条(2)) ・受託事業者による賃金不払いの場合には、同者に代わって賃金支払い(21 条(4))
派遣元、受託者又は受注者 (以下総称して「受託事業者」といいます。)	現在、又は過去 12 ヶ月のいずれかの日において、20 人以上のワークマンを請負労働者として雇用する場合	・ライセンスの取得(12 条) ・請負労働者のための福利衛生施設の設置義務(16~19 条)

日系のインド現地法人が、委託者として受託事業者との間で請負労働法の適用がある契約関係に入る場合には、自身の当局への登録義務の有無を確認する他、相手方である受託事業者のライセンス取得の有無を確認することが重要です。また、受託事業者との間の契約書において、ライセンス取得及び維持を表明保証の対象とすることや、委託者が請負労働者に賃金支払をした場合の求償方法等について手当てしておくことが勧められます。

### 4. 偽装の請負契約

インドにおいては、裁判例上、請負契約等が偽装であるとして、請負労働者と発注者との間に直接の労使関係が存在すると認められた事例があります<sup>4</sup>。これを受けて、請負労働者から、委託者が雇用する労働者と同様の賃金等を得る権利がある等と主張されることがある点に注意が必要です。直接の労使関係成立の判断にあたっては、一般に、受託事業者との指揮命令関係の有無と態様、委託者の事業の主要部分に対する労務提供であったか否か、請負労働関係の期間及び延長の有無等が考慮要素であるとされます。請負労働法の適用がある契約関係に入る場合には、これらの要素にも留意する必要があります。



【オールドデリーの街中で売られている鶏】

<sup>3</sup> ラジャスタン州においては、本年 11 月、適用要件におけるワークマンの数を 50 人に引き上げる改正がなされました。

<sup>4</sup> Indian Oil Corporation Ltd. vs. Employees' State Insurance Corporation, 2008 LLR 1070 (Delhi High Court) など。



くぼ こうたろう  
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士  
シンガポール事務所共同代表

[k\\_kubo@jurists.co.jp](mailto:k_kubo@jurists.co.jp)

シンガポール事務所パートナー・共同代表。2007 年から 6 年以上にわたる米国、インド、シンガポールでの実務経験を生かし、現在はシンガポールを拠点として、シンガポール、インド、パキスタン、ラオスを含むアジア新興国案件に携わる。



くわがた なおくに  
桑形 直邦

西村あさひ法律事務所 弁護士

[n\\_kuwagata@jurists.co.jp](mailto:n_kuwagata@jurists.co.jp)

2004 年弁護士登録。事業再生/倒産、紛争処理、M&A、一般企業法務に加え、インドへ進出する日系企業案件を担当。2014 年 3 月からデリーに出向。



すずき たえこ  
鈴木 多恵子

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t2\\_suzuki@jurists.co.jp](mailto:t2_suzuki@jurists.co.jp)

2006 年弁護士登録。以降、南・東南アジアを中心とする日系企業の新興国進出、ビジネス法務案件を担当。2012 年 5 月より Nishith Desai Associates 法律事務所出向(2012 年 11 月までムンバイオフィス、同年 12 月よりバンガロールオフィスに勤務)を経て、現在は東京事務所にて勤務。

### Ⅲ. ベトナム破産法の改正

執筆者: 小口 光、Ha Hoang Loc、廣澤 太郎

2014 年 6 月 19 日、ベトナム国会(以下「国会」といいます。)は、現行破産法 21/2004/QH11(以下「2004 年破産法」といいます。)の改正法 51/2014/QH13(以下「2014 年破産法」といいます。)を可決しました。2014 年破産法の施行は、2015 年 1 月 1 日からとされています。本稿では、2014 年改正破産法の重要な改正内容について紹介します。

#### 1. 破産手続開始の申立受理前の協議

裁判所が破産手続開始の申立を受理する前に、債務者が申立を行った債権者とその取り下げについて交渉する機会が与えられるようになりました。交渉期間は裁判所によって決定されますが、20 日を超えないものとされています(2014 年破産法第 37 条 1 項)。この改正により、債務の返済計画や債務者の再生計画等について、裁判所が関与する法的整理を経ずに債権者、債務者間で合意が成立し、債務者の再生につながるケースが増加することが期待されます。

#### 2. 破産宣告の早期化

2004 年破産法では、企業の破産宣告は、当該企業の財産の清算が完了した後に行われていましたが、実務上、財産の清算が完了するために多大な時間を要する場合も多く、裁判所が破産宣告を行うことが事実上難しい事例が多くありました。この点、2014 年破産法では、破産手続を行う企業の財産の清算前に破産宣告が行われることになり(2014 年破産法第 54 条 1 項)、裁判所が早期に破産宣告を行うことが可能となっています。これにより、企業を清算すべき事案において、従来より短い期間で破産手続が終結するようになることが期待されます。

#### 3. 「管財人」及び「財産管理清算企業」概念の制定

2004 年破産法上の「管財班」は、破産会社の財産の管理や清算を担っており、当該会社の代表や債権者に加え、民事執行局の執行官や裁判所職員等で構成されていました。2014 年破産法は、これに代わって、破産会社の財産の管理及び清算を担当す

る、「管財人」及び「財産管理清算企業」という概念を新たに設けました。2014 年破産法に基づく破産手続では、「管財人」と「財産管理清算企業」のいずれかが設置されることとなります。管財人及び財産管理清算企業は、基本的には管財班と似た機能を有しますが、管財人は、経験を積んだ弁護士若しくは会計士、又は法律、経済、会計、財務、ファイナンス又は金融の学士号を取得した個人等の専門家でなければならず、管財人として実務を行うことにつき所管当局から資格を取得している必要があります(2014 年破産法第 12 条)。また、財産管理清算企業は、その管理者が管財人の資格を有している民間企業又はパートナーシップ企業とされています(2014 年破産法第 13 条)。このように、一定の実務経験を有する個人又は法人が、破産手続における財産の管理及び清算に関与するべく制度改正が行われたことから、従前と比べてより効率的な財産の管理及び清算が行われることが期待されます。

#### 4. 債権者集会の定足数

2004 年破産法では、債権者集会の定足数は、(i)債権者の頭数の過半数、(ii)無担保債権総額の 3 分の 2、のいずれの要件も充足することが必要でした(2004 年破産法第 65 条)。この点、2014 年破産法では、無担保債権総額の 51%を有する債権者の出席があった場合に成立するとされています(2014 年破産法第 79 条 1 項)。この改正により、債権者集会が従前に比べてより開催しやすくなり、破産手続が従来より円滑に進行するようになることが期待されます。

#### 5. 債権者代表者会(Creditors' Representative Board)

2004 年破産法では、多数の債権者を持つ債務者が破産状態となった場合、法人債権者ほどに影響力のない個人の債権者は、債権者集会決議の履行の監督ができないケースが多くありました。2014 年破産法では、債権者は、債権者集会決議の履行を監督するために、3~5 名からなる債権者代表者会を設置することができるようになりました(2014 年破産法第 82 条)。債権者代表者会議の設置により、多数の債権者が関与する破産事件における、債権者集会決議の履行監督が強化されるものと見込まれています。

#### 6. 事業再生計画の実施期間

2004 年破産法では、事業再生計画の実行期間は、裁判所による事業再生計画決議の承認決定についての新聞での公告の最終日から 3 年とされており(2004 年破産法第 74 条)、3 年以上の長期にわたる再生計画に基づく事業再生が困難でした。この点、2014 年破産法では、債権者集会において事業再生計画の実行期間を決定できるとし、事業再生計画の実施期間を 3 年以上とすることが可能となります(2014 年破産法第 89 条 1 項)。なお、債権者集会決議で期間が定められなかった場合には、同期間は債権者決議の日から最長 3 年までとなります(同 2 項)。この改正により、長期的な視点に立った事業再生計画の策定も可能となり、ベトナムにおける事業再生の事案が増加することが期待されます。

#### 7. まとめ

このように、2014 年破産法は、2004 年破産法において問題とされていたいくつかの点を改善するものです。2004 年破産法の適用下における破産手続の利用件数は、日本等の諸外国と比べ少数にとどまっております。2014 年破産法の成立を契機に破産手続の利用や債務者の再生事例が増加し、ベトナム経済の活性化につながることを期待されています。



【ホーチミン市人民委員会】



おぐち ひかる  
小口 光

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
ホーチミン・ハノイ事務所 代表

[h.oguchi@jurists.co.jp](mailto:h.oguchi@jurists.co.jp)

1998 年弁護士登録。日本からベトナム・インドネシア他東南アジアを中心とした海外進出案件を幅広く取り扱う。JICA ラオス法整備(2005)、同ベトナム技術支援(競争法)アドバイザー、外務省国際協力局政策課課長補佐(2006)等。



ハー ホアン ロック  
Ha Hoang Loc

西村あさひ法律事務所  
ホーチミン事務所 フォーリン・アトニー

[ha.hoang.loc@juristsoverseas.com](mailto:ha.hoang.loc@juristsoverseas.com)

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。Mayer Brown や Allens Arthur Robinson(いずれもホーチミン市)など約 8 年の実務経験を経て、2012 年に西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所入所。



ひろさわ たろう  
廣澤 太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士

[t.hirosawa@jurists.co.jp](mailto:t.hirosawa@jurists.co.jp)

2005年弁護士登録。2011年～2012年三井物産株式会社法務部出向、2013年デューク大学ロースクール卒業(LL.M.)。同年8月よりホーチミン事務所、同年11月よりハノイ事務所勤務。日系企業のベトナムへの進出案件や、進出後の事業展開に関する業務に携わる。

## IV. シンガポール新会社法の成立

執筆者: 久保 光太郎、煎田勇二

2014 年 10 月 8 日、シンガポール会社法(Companies Act)を抜本的に改正する会社法案(Companies (Amendment) Bill 2014)がシンガポールの国会において可決されました(以下、当該改正前の会社法を「旧会社法」、改正後の会社法を「新会社法」といいます)。新会社法は今後、大統領の署名を経て正式に成立します。新会社法の施行日は本稿執筆現在未定ですが、本年中ないし来年早々に施行されることが見込まれています。新会社法の改正ポイントは多岐にわたりますが、本稿においては、日系企業に影響がある事項を中心に、その改正ポイントを紹介いたします。



【ひしめくシンガポールの高層ビル群】

### 1. 会社運営

#### (1) 定款

旧会社法上、シンガポールの会社は基本定款及び付属定款の 2 つの定款を作成することが必要とされていましたが、両定款は統合され、単一の定款(Constitution)とされました(新会社法第 35 条(1))。これに伴い、旧会社法のスケジュール 4(定款 Table A)は廃止され、代わりに、新会社法施行規則の内容が組み込まれたモデル定款が策定される予定です。なお、旧会社法下で設立された会社については、新会社法施行規則の内容を組み込んだ定款を策定する義務は負いません(新会社法第 35 条(2))。

#### (2) 株主名簿

シンガポール会社法上、会社には非公開会社(定款によって、株主の株式譲渡の権利が制限されており、かつ、株主数が 50 名以下に制限されている会社)と公開会社(非公開会社に該当しない会社)の 2 種類がありますが、非公開会社は、株主名簿を作成し、登録事務所に備え置く義務から解放されました(新会社法第 190 条、第 191 条)。新会社法下では、非公開会社について



は、シンガポール政府当局である Accounting and Corporate Regulatory Authority（以下、「ACRA」といいます）に電子的に登録される名簿に株主として記録された者が正式な株主と扱われることとなります（新会社法第 196A～D 条）。

### (3) 非公開会社の株式譲渡

上記 1.(2)の改正に伴い、非公開会社の株式の譲渡は、ACRA の電子的登録名簿の更新まで効力を有しないこととされました（新会社法第 126 条(3)）。株式譲渡に際して譲渡人から書面による請求があった場合、会社は、真正な譲渡証書の提供を受けていることを前提に、ACRA に対して株式譲渡の通知をしなければなりません（新会社法第 128 条）。会社が ACRA への株式譲渡通知を拒絶する場合には、会社は、30 日以内に譲渡人及び譲受人に対して拒絶通知を送付する必要があります（新会社法第 129 条(1)）。

## 2. 株主の権利及び株主総会

### (1) 議決権行使代理人

旧会社法下においては、定款に別段の定めがない限り、株主は株主総会に出席し議決権を行使する代理人を最大 2 人しか選任することができませんでした。ほとんどの会社は定款に別段の定めを置いていなかったため、ノミニーや保管銀行等を通じて株式を保有する投資家は株主総会に参加することが事実上妨げられていたことが問題視されていました。かかる間接投資家の利益を保護するため、新会社法は、ノミニーサービスの提供を行う銀行、CMS(Capital Markets Services)ライセンス保有者、CPF(Central Provident Fund) Board 等の関連仲介人が株主である場合は、定款に別段の定めがなかったとしても、2 名を超える代理人を選任することを許容しました（新会社法第 178 条、第 181 条）。

### (2) 少数株主権

新会社法は、株主総会において、議長の選任又は延会以外の議題に関して(持株数に応じた議決権を前提とした)投票を要求しうる少数株主権の要件を議決権総数の 10%から 5%に緩和しました（新会社法第 178 条(1)）。なお、シンガポールの会社法上、投票以外の場合、各株主は頭数ベースで挙手により議決権を行使することとなります（会社法第 179 条(1)(c)(i)）。

### (3) 株主代表訴訟

旧会社法第 216A 条は、非上場会社の株主等の一定の者に限定して、会社を代理して会社のために訴訟提起することを認めていました。新会社法は、かかる株主代表訴訟の範囲に関して、原告適格を上場会社を含む全ての会社の株主に拡張するとともに、代理の対象として、訴訟提起だけでなく、仲裁手続の開始申立を行うことも加えました（新会社法第 216A 条）。

## 3. 株式及び資本維持規制

### (1) 議決権の異なる株式

資本政策の柔軟化の観点から、旧会社法上、公開会社においては議決権の異なる株式（無議決権株式を含む）の発行が許容されていませんでしたが、新会社法下において、定款に規定すること等、一定の条件により認められることになりました（新会社法第 64A 条）。

### (2) 資金援助規制

資金援助規制（自己株式又は親会社株式の取得を目的とした会社による資金援助を原則として禁止する規制）の適用対象が

公開会社又は公開会社の子会社に限定され、公開会社の子会社である場合を除き、非公開会社は適用対象外となりました(新会社法第 76 条)。また、新会社法は資金援助規制を緩和し、会社若しくは株主の利益又は債権者に対する支払能力を重大に損なわず、取締役会決議等の一定の条件を満たす場合、会社清算の過程で支払われる場合、株式の無償割当ての場合、定款に基づく償還可能株式の償還の場合などは、適用対象の例外と扱われることになりました(新会社法第 76 条)。

## 4. 取締役関連

### (1) 取締役の定年制度

旧会社法上、公開会社及び公開会社の子会社においては、70 歳が取締役の定年とされ、当該会社が 70 歳以上の取締役を選任するためには、毎年、定時株主総会における普通決議を経る必要がありましたが、新会社法はかかる規制を撤廃しました。

### (2) 取締役の責任免除

新会社法は、一定の責任を除き、取締役を含むオフィサーが第三者の請求に基づき負担する責任を会社が補償することを明示的に許容しました(新会社法第 172B 条)。また、会社は、取締役の過失等に関する刑事若しくは民事上の手続又は当局による調査等において、取締役が負担する費用について貸付け等をすることも許容されました(新会社法第 163A 条、第 163B 条)。

### (3) 取締役等の代替住所の登録

新会社法上、取締役、CEO (Chief Executive Officer) (旧会社法上はマネージャーと規定)又は会社秘書役は、その居住地に代えて代替住所を登録することが可能になりました(新会社法第 173 条、第 173G 条)。本改正により、取締役、CEO 又は会社秘書役が望まない限り、居住地を公開する必要がなくなりました。

## 5 その他

### (1) 小会社の監査義務免除

新会社法は、直近 2 会計年度のいずれかにおいて以下の 3 条件のうち 2 つを満たす非公開会社を小会社と定義し、当該会計年度における監査義務を免除しました(新会社法第 205C 条)。

- ・各会計年度の収益が 1000 万シンガポールドルを超えないこと
- ・各会計年度末の総資産の価値が 1000 万シンガポールドルを超えないこと
- ・各会計年度末の従業員が 50 名を超えないこと

なお、上記要件は、当該会社を含むグループにおいて連結会計を行っている場合、連結ベースで基準を満たす必要があります。

### (2) 休眠会社の財務諸表作成義務免除

また、新会社法は、以下の条件を満たす休眠会社について、監査義務の免除に加えて(会社法 205B 条)、当該会計年度の財務諸表を作成する義務も免除しました(新会社法第 201A 条)。

- ・上場会社又は上場会社の子会社ではないこと
- ・当該会計年度中の総資産が 50 万シンガポールドルを超えないこと
- ・前会計年度末から休眠状態にあり、かつ、その取締役会が ACRA に対して会社が休眠状態にあることを述べる供述書を提出していること

(3) 外国会社(支店)の代表者

旧会社法は、外国会社は 2 人以上のシンガポール居住者をエージェント(agent)として選任することを義務付けていました。新会社法は、代表者の職務の責任を明確化するため、エージェントという呼称に代えて授権代表者(authorised representative)という呼称を導入しました(新会社法第 366 条)。また、授権代表者は 1 名以上で足りることとなりました(新会社法第 368 条)。

以上



くぼ こうたろう  
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士  
シンガポール事務所共同代表

[k.kubo@jurists.co.jp](mailto:k.kubo@jurists.co.jp)

シンガポール事務所パートナー・共同代表。2007年から6年以上にわたる米国、インド、シンガポールでの実務経験を生かし、現在はシンガポールを拠点として、シンガポール、インド、パキスタン、ラオスを含むアジア新興国案件に携わる。



せんだ ゆうじ  
煎田 勇二

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y.senda@jurists.co.jp](mailto:y.senda@jurists.co.jp)

2006年の弁護士登録後、バンキングを中心とした金融案件を主に取り扱う。2011年より2012年まで三菱東京 UFJ 銀行シンガポール支店に出向。2012年10月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所にて勤務。

## アジア NEWS PICKUP

## ◆ タイ：「個人情報保護法案が国会へ提出される見通しに」

タイ政府は、本年 10 月、個人情報保護法案を国民立法議会(NLA)に提出することを決定しました。同法案は 2009 年のアピシット政権時代から検討されてきましたが、近年の政治的混乱により進行が遅れ、現政権下での立法が実現するか注目されています。法案が成立した場合、個人情報の保護を主な目的としたタイで初めての法律となり、あらゆる個人情報の取扱いに関する注意義務を設けると共に、違反者に対して行政処分、または刑事罰が科せられることになります。

## ◆ インドネシア：「ジョコウィ新大統領が就任」

本年 10 月 20 日、ジョコ・ウィド氏(通称ジョコウィ)が正式にインドネシア大統領に就任しました。翌週 27 日にジョコウィ大統領は、34 名の閣僚を任命し、その中には日本との関係の深いゴベル氏なども含まれています。インドネシア議会は、野党が過半数を占めており政権運営は容易ではありませんが、ジョコウィ大統領が今後インフラや投資環境の改善を進めることが期待されます。

## ◆ インド：「建設開発事業に関する FDI 規制の緩和」

インド政府は、本年 10 月 29 日付プレスリリースにおいて、建築開発事業に対する外国直接投資の条件緩和を発表しました。これにより、最低投資額は従来の 1 千万ドルから 500 万ドルとなり、また、サービス住宅開発の場合における 10 ヘクタールの開発最低面積条件が撤廃されます。

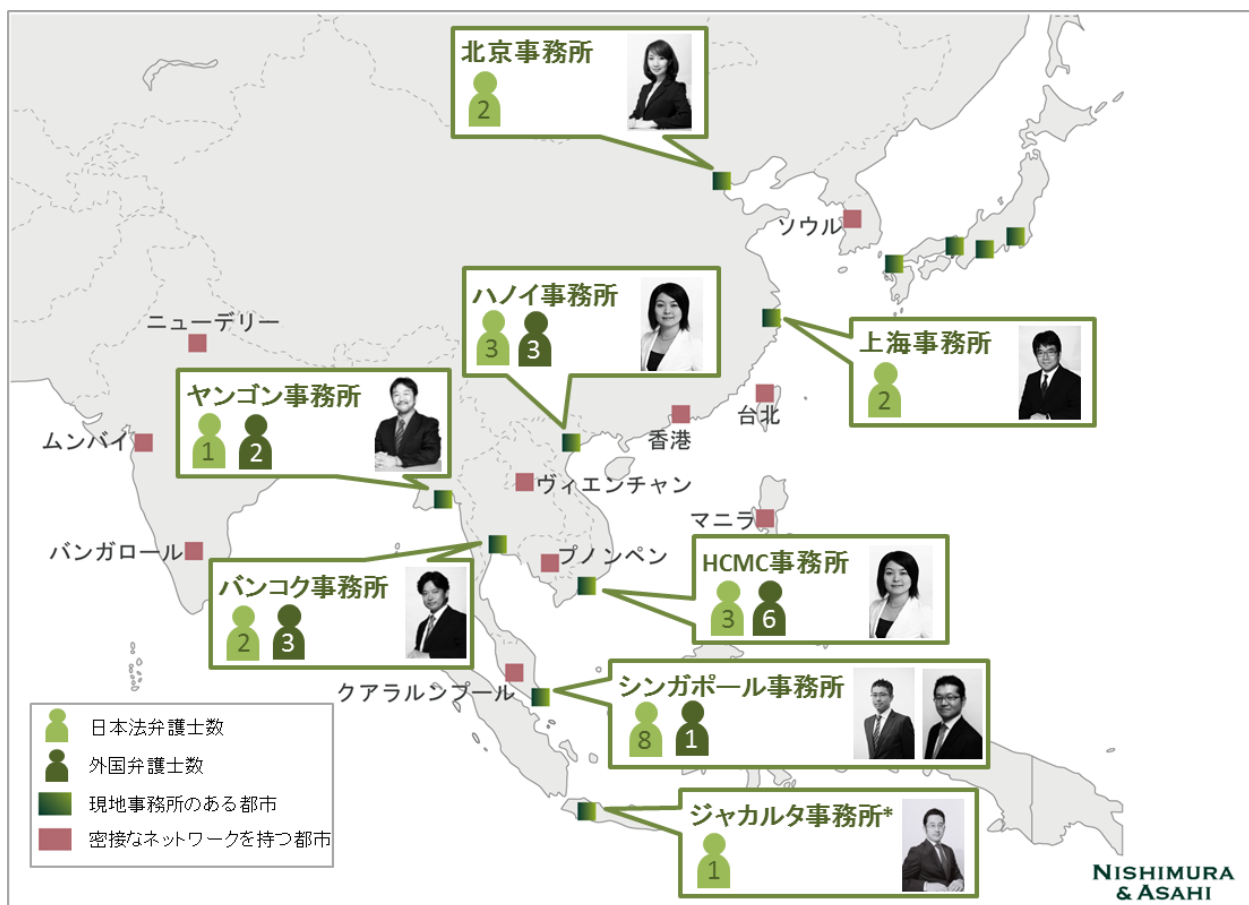
## ◆ ベトナム：「重要経済法令改正案、国会審議へ」

本年 10 月 20 日に、ベトナムの国会の第 8 会議が開催され、投資法、企業法、住宅法、不動産事業法という、重要な 4 つの経済法令の改正案が審議される予定です。外国投資家の企業登録において、企業登録証明書と投資登録証明書の双方が要求されることになるか、住宅所有を外国人にどこまで開放するのか等、これらの改正案の帰趨は、ベトナムにおける外国投資家に与える影響が大きいと見込まれます。

## 論文・書籍情報

- ◆ 西村高等法務研究所叢書(8) アジア進出企業の法務 - M&A 法制を中心として  
執筆: 小口光、久保光太郎、福沢美穂子、孫櫻情、吉本祐介  
詳細: [http://www.jurists.co.jp/ja/publication/book/article\\_13819.html](http://www.jurists.co.jp/ja/publication/book/article_13819.html)
- ◆ 東南アジア諸国およびインドの汚職リスク対策  
執筆: 久保光太郎、鈴木多恵子  
掲載誌: 会社法務 A2Z(2014 年 9 月号)
- ◆ タイ子会社有利発行事件東京高裁判決の検討  
執筆: 太田洋  
掲載誌: 月刊国際税務 Vol.34 No.6
- ◆ アジア子会社と事業再生・撤退  
執筆: 松嶋英機、柴原多、久保光太郎、張翠萍、佐藤正孝  
掲載誌: 季刊事業再生と債権管理 No.144
- ◆ マレーシア点描「マレーシア点描「イスラム金融(基礎編)」」  
執筆: 小山晋資  
掲載誌: ASEAN 経済通信第 290 号

西村あさひ法律事務所 海外事務所のご案内



**バンコク事務所**  
Tel: +66-2-168-8228  
E-mail info\_bangkok@juristsoverseas.com

小原英志(代表)、下向智子  
ジラボン・スリワット(タイカウンセラー)  
アティターンポーン・ウワンノ  
トモヨシ・ジャイオブオーム

**北京事務所**  
Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info@juristsoverseas.cn

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

**上海事務所**  
Tel +86-21-6171-3748  
E-mail info\_shanghai@juristsoverseas.cn

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

**ハノイ事務所**  
Tel +84-4-3946-0870  
E-mail info\_hanoi@juristsoverseas.com

小口光(代表)、武藤司郎  
廣澤太郎、ブーイ・ホン・ヴィエン  
グエン・ティ・タン・フォン  
ブイ・ヴァン・クワン

**ホーチミン事務所**  
Tel +84-8-3821-4432  
E-mail info\_hcmc@juristsoverseas.com

小口光(代表)、大矢和秀  
平松哲、ヴ・レ・バン(ベトナムカウンセラー)  
ハー・ホアン・ロック(ベトナムカウンセラー)  
チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン、レ・ミン  
フィウ、カオ・チャン・ギア

**ジャカルタ事務所\*** \*提携事務所  
Tel: +62-21-2933-3617  
E-mail: info\_jakarta@juristsoverseas.com

町田憲昭

**シンガポール事務所**  
Tel: +65-6922-7670  
E-mail: singapore@juristsoverseas.com

久保光太郎(共同代表)、山中政人(共同代表)  
佐藤正孝、宇野伸太郎、内藤雅子、煎田勇二  
眞榮城大介、吉本智郎  
イカング・ダーヤント(インドネシア法弁護士)

**ヤンゴン事務所**  
Tel: +95-(0)1-382632  
E-mail: info\_yangon@juristsoverseas.com

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン  
ティ・ハ

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のごニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

西村あさひ法律事務所では、アジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。